平成２５年（フ）第２４号
秋田県能代市字寿域長根９番地32　３号
債務者　船越　慎史
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第６７号
福島市上鳥渡字しのぶ台30番地の５、従前の住所千葉県松戸市稔台７丁目31番地の１　ハイピアー稔台504号
債務者　梅津　宏行
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６９号
福島市森合字道端２―46　第１佐戸川ハイツ103、住民票上の住所福島市飯坂町平野字東道下５番地の12、住民票上の従前の住所福島市飯坂町平野字八龍前１番地の10
債務者　影山　盛久
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
茨城県潮来市日の出８丁目６番地７　ジーエル潮来ハイム102
債務者　宮崎　裕之
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６号
群馬県桐生市川内町５丁目337番地の７
債務者　河内　秀夫
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５８号
群馬県桐生市新里町高泉98番地４
債務者　奥野　浩志
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５９号
群馬県みどり市大間々町大間々435番地９
債務者　藤本　俊男
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６３号
群馬県桐生市広沢町３丁目4199番地の10
債務者　金井　尚司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３６８号
千葉市花見川区長作台２丁目35番３号
債務者　板井　俊彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５９号
千葉市中央区仁戸名町455番地２　グリーンハイツ吉本201号
債務者　菅谷　五郎
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６０号
千葉市中央区仁戸名町455番地２　グリーンハイツ吉本201号
債務者　菅谷久美子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６９号
千葉県船橋市海神町南１丁目1463番地１　コスモ西船橋403号
債務者　畠山　正子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
山梨県富士吉田市新西原２丁目19番19号
債務者　渡邉美代子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
長野県上田市蒼久保1049番地１　蒼久保サンルートマンション103号
債務者　荒井多恵子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６８号
長野県東御市県551番地22
債務者　松林　武史
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５４号
長野県安曇野市穂高有明2876番地１
債務者　畠山　敏之
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県飯田市三日市場1294番地６
債務者　近藤　雅子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所飯田支部